



各 位

平成 28 年 6 月 22 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 相川哲郎
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(T e l . 0 3 - 6 8 5 2 - 4 2 0 6)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第に基づき、平成 28 年 6 月 24 日に関東財務局に提出いたします平成 28 年 3 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

以下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

平成 28 年 3 月期決算において、監査法人から燃費試験関連損失引当金の計上不足を指摘されました。本件に対する当社の対応として、追加の引当計上を行い、財務諸表及び連結財務諸表には平成 28 年 3 月期において負担すべき金額を計上しております。

本件は、平成 28 年 4 月 20 日に判明した当社製車両の燃費試験における不正行為に関連した燃費試験関連損失引当金の計上に関し、平成 28 年 4 月 27 日に監査法人宛に提出した財務諸表及び連結財務諸表における見積の検討不足が原因であり、燃費試験関連損失引当金の計上のような非定型の見積項目に関する内部統制が適切に整備・運用できていなかったことに起因するものであります。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記の計上不足が事業年度末日後の財務諸表監査の過程で発見されたためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するための措置について、期末日前後において非定型取引が生じた際には、十分な決算日程を確保することや、より適切な見積業務プロセスにおける検証体制の強化等の再発防止策を早急に検討し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

4. 連結財務諸表に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上